



# 家畜改良増殖法の遵守 を徹底しましょう！



改正後の家畜改良増殖法が施行されてから3年が経過しました。改めて、家畜改良増殖法の注意点をお知らせしますので、引き続き適正な取扱いをお願いします。

## 1 獣医師や家畜人工授精師ではない方の自家授精について

家畜人工授精師ではない方でも自己の飼養する雌の家畜に家畜人工授精用精液の注入は認められていますが、**和牛の子牛登記のためには精液証明書（ラベル）と容器（ストロー）が添付された授精証明書の提出が必要**です。

なお、**授精証明書は獣医師又は家畜人工授精師が精液を注入した雌の家畜の飼養者から要求されたときに交付するもので、獣医師又は家畜人工授精師のみ発行**できます。

※受精卵移植の場合も同様

## 2 家畜人工授精用精液等の適正な取扱いについて

**家畜人工授精所を介さない家畜人工授精用精液や授精卵の譲渡は禁止**されています。

また、**家畜人工授精所以外の場所では、自らの雌の家畜に利用する場合を除き、精液や受精卵を保存することが認められていません。**

### ★家畜人工授精所の開設許可が必要な者★

業務内容	実施者等	家畜人工授精所の開設の許可
精液・受精卵の <b>生産</b>	獣医師、家畜人工授精師	<b>必要</b>
	農家（自己利用）	不要
精液・受精卵の <b>譲受け・保存</b> （販売又は他者が飼養する牛に注入・移植するため）	獣医師、家畜人工授精師	<b>必要</b>
	農家	<b>必要</b>
精液・受精卵の <b>譲受け・保存</b> （自己が所有する牛に注入・移植するため）	農家	不要
精液・受精卵の <b>譲渡</b>	獣医師、家畜人工授精師	<b>必要</b>
	農家	<b>必要</b>